

小型まき網漁業の許可方針

令和2年11月30日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面における小型まき網漁業(千葉県漁業調整規則(令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。)第4条第1項第1号に掲げる小型まき網漁業をいう。)の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、県外船に係る許可については、別途定めるところによるものとする。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数を操業区域ごとに定める。ただし、(1)の隻数が0となる操業区域については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数を追加することができる。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数(承継する場合を除く。)

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 小型まき網漁業(2そうまき)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方にに基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 5トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格
1	いすみ市八幡埼突端正東の線以北の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
2	いすみ市太東埼灯台正東の線と南房総市野島埼灯台中心点正南の線との間の千葉県海面	〃
3	南房総市野島埼灯台中心点正南の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面	〃
4	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線から富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)、第2海堡中心点(北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点)、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線との間の千葉県海面	〃
5	富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)、第2海堡中心点(北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点)、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線以北の千葉県海面	〃

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、

都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

(1) バラ根及び前根の根上においては、3月1日から8月31日までの間は操業してはならない。

【第3の操業区域4に適用】

(2) ボラ瀬の人工魚礁、下中根及びイサキ根それぞれの周囲から100メートル以内の区域では、3月1日から8月31日までの間は操業してはならない。【第3の操業区域4に適用】

(3) 南房総市富浦町増間山より281.5度(磁針方位による。以下同じ。)1,820メートルの点、287.0度2,620メートルの点、299.5度2,420メートルの点、302.5度1,750メートルの点を順次結んだ線に囲まれた区域(象背根周辺)では、3月1日から8月31日までの間は操業してはならない。【第3の操業区域4に適用】

(4) 富貴川河口中心正西の線から金谷港南防波堤基点正西の線に至る千葉県海面のうち水深30メートル以浅の区域では、8月1日から10月31日までの間は操業してはならない。【第3の操業区域4に適用】

(5) のり養殖施設を設置中は、その養殖施設の区域内では操業してはならない。【第3の操業区域5に適用】

(6) 操業中の他種漁具から80メートル以上離れて操業しなければならない。【第3の操業区域5に適用】

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

(1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

(2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継(共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。)しようとする場合

(3) 次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合(前号の承継する場合を除く。)

(4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。  
定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条(起業の認可に基づく許可)の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条(代船許可又は承継許可)の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第 10 当該漁業は規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第 11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第 8 条第 1 項の規定による申請書のほか、同条第 2 項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10) の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(資源管理の状況等の報告)

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（2 月末まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 小型まき網漁業の許可及び起業の認可方針(昭和 44 年 7 月 4 日施行)(以下「旧方針」という。)は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 5 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

小型まき網漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

千葉県知事

様

氏名（法人にあっては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	最盛期の従業者数（船団1統当たり）
令和 年 月から	第 号	丸	CB2-	トン	人
令和 年 月まで	第 号	丸	CB2-	トン	平均年齢 才

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況														
2 漁業生産の実績等（※魚種名は主な2魚種について個別に記入し、2魚種以外はその他に記入）														
区分	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
操業日数														
魚種名※	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
その他	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
合計	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
主 な 水 揚 港														
主 な 漁 場														
水 深														

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

## 小型まき網漁業

漁業種類：小型まき網漁業（2そうまき）

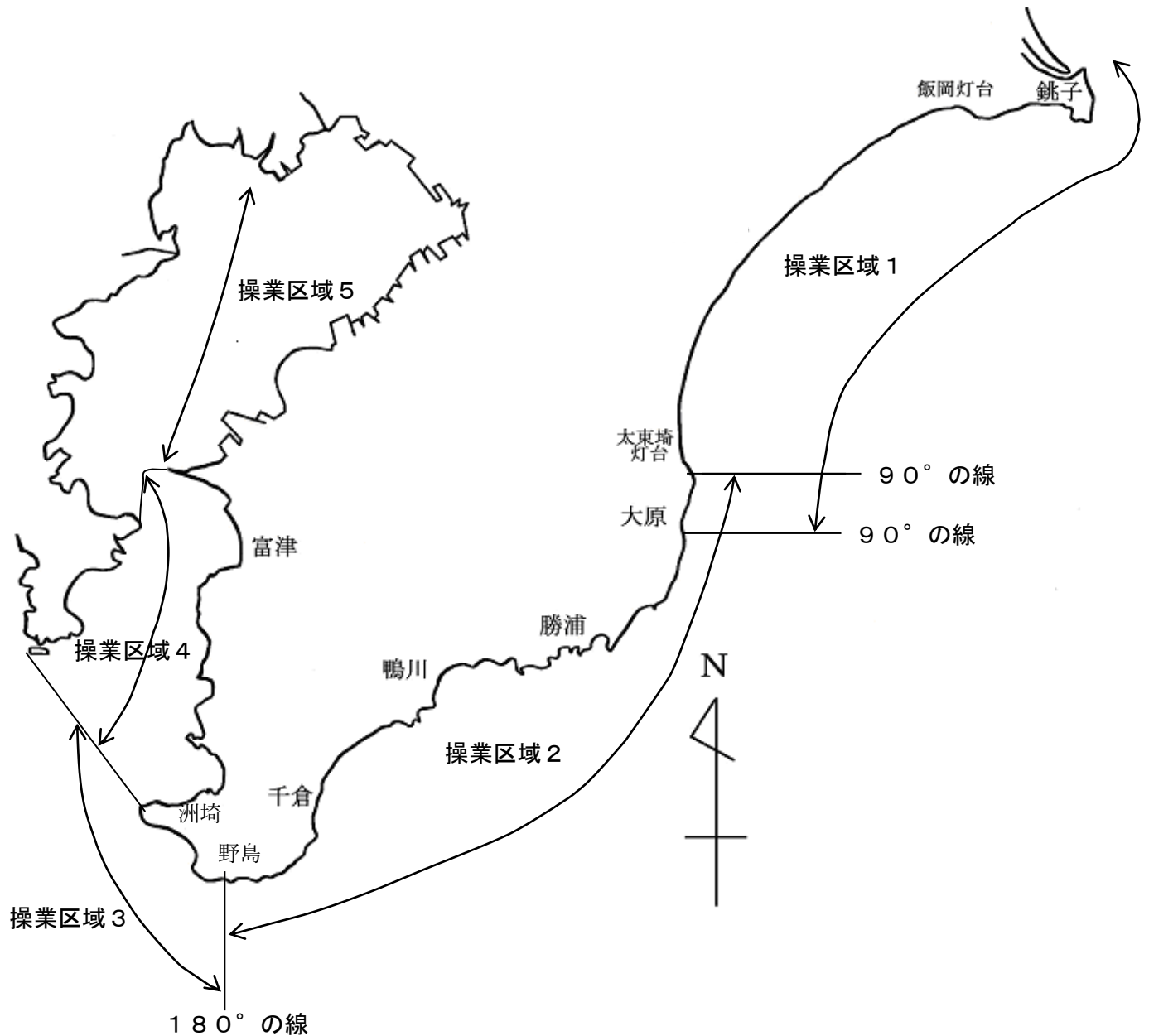
船舶の総トン数：5トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



許可等の条件：

- (1) 3/1~8/31 バラ根、前根の根上操業禁止【操業区域 4】
- (2) 3/1~8/31 ボラ瀬人工魚礁、下中根、イサキ根の周囲 100m以内操業禁止【操業区域 4】
- (3) 3/1~8/31 象背根周辺の操業禁止【操業区域 4】
- (4) 8/1~10/31 富貴川~金谷南防波堤の水深 30m以浅操業禁止【操業区域 4】
- (5) のり養殖中はその施設内の操業禁止【操業区域 5】
- (6) 操業中の他種漁具から 80m以内禁止【操業区域 5】

## 小型まき網漁業の許可及び起業の認可取扱要領（県外船）

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 小型まき網漁業の許可方針（令和2年12月1日施行。以下「方針」という。）第1ただし書に規定する県外船の小型まき網漁業の許可等に関する取扱いについては、この要領の定めるところによる。

（新規の許可等に係る制限措置）

第2 千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 小型まき網漁業（2そうまき）
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 千葉・茨城両県における中型まき網漁業及び小型まき網漁業の相互入会操業についての協定（以下「協定」という。）における入会統数を踏まえ都度定める。
- （3）船舶の総トン数 5トン未満
- （4）推進機関の馬力数 定めなし
- （5）操業区域 協定に定める入会海域
- （6）漁業時期 協定に定める入会操業期間
- （7）漁業を営む者の資格 茨城県内に主たる住所を有し、かつ、（2）の船舶につき、茨城県知事による当該漁業の許可を受けている者

（許可等の申請期間）

第3 規則第11条第2項に規定するこの漁業の許可等の申請すべき期間は、協定の内容を踏まえ、別に定める。

（許可の有効期間）

第4 この漁業の許可の有効期間は、5年を超えない範囲において、協定の有効期間と同一の期間とする。

（その他）

第5 本要領に定めのない項目の取扱いについては方針に準ずる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。